

公 示

令和6年度下半期における臨時海技士国家試験を下記のとおり実施するので
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第22条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

内閣府沖縄総合事務局長

記

試験開始日	試験地	試験種別	予定人員	備考
令和6年 11月12日	石垣市	四級海技士（航海） 五級海技士（航海） 六級海技士（航海） 内燃機関四級海技士（機関） 内燃機関五級海技士（機関） 内燃機関六級海技士（機関）	40人	石垣市に住所を有する船舶運航事業者及び内航海運業者の船員並びに石垣海上保安部に所属する職員に限る。
令和6年 12月3日	宮古島市	四級海技士（航海） 五級海技士（航海） 六級海技士（航海） 内燃機関四級海技士（機関） 内燃機関五級海技士（機関） 内燃機関六級海技士（機関）	40人	沖縄県立宮古総合実業高等学校の在校生、卒業生及び宮古島市に住所を有する船舶運航事業者、内航海運業者の船員並びに宮古島海上保安部に所属する職員に限る。

- (注) 1. 試験申請書の受付期間は、令和6年11月12日開始の試験については令和6年10月15日～令和6年10月28日まで、令和6年12月3日開始の試験については令和6年10月29日～令和6年11月8日までとする。
2. 受験者数が予定人員より著しく少ないとときは、当該試験を中止することがある。
3. その他試験実施に必要な事項は、その都度公示する。